

競技具の基準に関する規則

2023 年 5 月 20 日施行

2023 年 7 月 16 日一部改訂

2023 年 10 月 20 日一部改訂

第 1 条（目的）

この規則は、日本 K-sports 連盟競技規則第 3 条における基準を明確に定め、競技大会において使用される競技具が、十分信頼できるようにすることを目的とする。

第 2 条（名称）

競技具の名称を、K-cap（読み：ケーキャップ）と定める。

第 3 条（審査）

日本 K-sports 連盟主催競技大会及び日本 K-sports 連盟公認競技大会において使用する K-cap は、当規則第 4 条に基づく審査に合格したものを使用しなければならない。

第 4 条（基準）

審査及び公認の基準を、次の各号に定める。

- 1 布製または合成樹脂製のベースボールキャップであること。
- 2 単色かつ装飾等がないこと。
- 3 内周の直径が 10cm 以上 20cm 未満であること。
- 4 高さが 7cm 以上 15cm 未満であること。
- 5 庇の付け根から先端までの長さが 4cm 以上 10cm 未満であること。
- 6 製造後に加工、改造等が行われていないこと。但し、加工、改造等を行った際に再度審査を受け、当該審査に合格し公認されたものはその限りではない。
- 7 重量が 300g 未満であること。

第 5 条（公認できない場合）

当規則第 3 条に定める基準を、1 つでも満たしていない場合は公認してはならない。

第6条（審査に関する手数料）

当規定に定められた審査を受ける際の手数料は、次の各号の通りである。

- 1 新規審査 500 円／個
- 2 再 審 査 700 円／個

第7条（審査済標章）

当規則第3条における審査に合格した K-cap の指定された箇所に、本連盟が交付する審査済標章を貼り付けなければならない。

第8条（審査済標章の紛失・剥離）

審査済標章を紛失した際は、遅滞なく、本連盟に申し出なければならない。また、審査済標章が剥がれた場合、競技大会において当該 K-cap を使用しようとする場合、様式第1に記入し、競技大会実行委員会の指定する提出先に提出し承認を得ることができるに限り、当該 K-cap を使用できるものとする。

第9条（指定様式）

当規則第3条による審査を受ける際の提出書類を、様式第2とする。また、当規則第8条による紛失を申し出る際の提出書類を、様式第3とする。

第10条（改造等を行っていない旨の証明書）

審査済証明書の交付を受けてから5年間競技大会において K-cap を使用しなかった場合又は、最後に競技大会において使用してから8年間競技大会で使用しなかった場合は、改造等を行っていない旨の証明書を競技大会実行委員会の定めるところに提出しなければならない。

様式第 1（第 8 条関係）

審査済標章剥離確認申請書

審査済標章の剥離がありますので下記の通り確認を申請いたします。

記入日： 年 月 日

選 手 名								
所 属 名								
出 場 種 目	（ 男子 ・ 女子 ）		分 ×		ラウンド（ 個人 ・ 団体 ）			
プログラム No. / 組	No.		組					
メ ー カ ー								
承 認 番 号		—						

※招集所の競技役員まで提出してください。

受取日時	招集員	競技具担当	審判長
月 日 :			

様式第 1（第 8 条関係）

審査済標章剥離確認申請書

審査済標章の剥離がありますので下記の通り確認を申請いたします。

記入日： 年 月 日

選 手 名								
所 属 名								
出 場 種 目	（ 男子 ・ 女子 ）		分 ×		ラウンド（ 個人 ・ 団体 ）			
プログラム No. / 組	No.		組					
メ ー カ ー								
承 認 番 号		—						

※招集所の競技役員まで提出してください。

受取日時	招集員	競技具担当	審判長
月 日 :			

様式第 2（第 9 条関係）

競技具再審査申請書
審査

日本 K-sports 連盟公認委員会委員長 殿

競技区の基準に関する規則第 3 条に定めるところにより，下記の通り申請いたします。

申請者								
申請者競技者登録番号								
メーカー名								
競技具の色								
※承認番号		—						

※欄は再審査申請のみ記入

連盟記入欄

受取日時	受取者氏名	競技具担当	審査結果
月 日 :			合格 ・ 不合格

様式第 3（第 9 条関係）

審 査 済 標 章 紛 失 届 出 兼 再 交 付 申 請 書

日本 K-sports 連盟公認委員会委員長 殿

競技区の基準に関する規則第 8 条に定めるところにより，下記の通り届出いたします。また，審査済標章の再交付を申請いたします。

申 請 者								
申請者競技者登録番号								
メーカ一名								
競技具の色								
承認番号		—						

連盟記入欄

受取日時	受取者氏名	競技具担当	再交付審査結果
月 日 :			承認 ・ 却下

様式第 4（第 10 条関係）

改造等を行っていない旨の証明書交付申請書

日本 K-sports 連盟公認委員会委員長 殿

競技区の基準に関する規則第 10 条に定めるところにより，下記の通り改造等を行っていない旨の証明書の交付を申請いたします。

申 請 者							
申請者競技者登録番号							
メーカ ー 名							
競 技 具 の 色							
承 認 番 号		—					
交 付 申 請 理 由	公認を受けてから使用せず 5 年経過 / 最後に使用してから 8 年経過						

連盟記入欄

受取日時	受取者氏名	競技具担当	交付者
月 日 :			

(第 10 条関係)

改造等を行っていない旨の証明書

所 有 者							
所有者競技者登録番号							
メーカ ー 名							
競 技 具 の 色							
承 認 番 号		—					
交 付 理 由	公認を受けてから使用せず 5 年経過 / 最後に使用してから 8 年経過						
改 造 の 有 無	無						

1 / 1

この競技具は、改造等を行っていないことを証明する。

令和 年 月 日

日本 K-sports 連盟公認委員会委員長